

第2章 土地保有制度の特質

7

ウカンバニ

——東部ケニアの小農経営——

いけ の じゆん
池 野 旬

まえがき【略】

出典 「ウカンバニ——東部ケニアの
小農経営——」研究双書380
アジア経済研究所 1989年

- I 序論——課題の設定【略】
- II 調査地と調査方法【略】
- III 調査世帯【略】
- IV 土地所有・貸借
- V 農耕【略】
- VI 牧畜【略】
- VII 不在就業——労働移動と教育——【略】
- VIII 在村就業——非農業就業と農牧業——【略】
- IX 結び——早魃対策と階層分化——【略】

まえがき【略】

- I 序論——課題の設定【略】
- II 調査地と調査方法【略】

III 調査世帯【略】

IV 土地所有・貸借

1. 「伝統的」土地保有制度

上田将氏は、「カンバの伝承によると、……（中略）彼らの先祖は他部族の襲撃や動物から身を守るために、サブ・クラン単位で集まり、岩山のふもとに集落をつくって住んだということである。……（中略）このサブ・クランの人たちが住み、耕し、使用した叢林が、そのサブ・クランの土地として受け継がれてきた。したがって、そのサブ・クランの子孫であれば、だれでも自由に家を建てて住み、畑を開くことができる」、「現在は使われておらず、叢林となっている土地でも、かつて父あるいは祖父が住み、使用していた土地に対しては、自分の土地として使用する権利が認められている」、「サブ・クランやクラン所属でない土地で、まだだれによっても開かれていない叢林を開いた場合には、その土地は自分の個人所有の土地として認められる。サブ・クラン所属の土地は売買できないが、このような個人所有の土地は、売買することができる」と述べ、同氏の調査地であるキトウイ県北部では、換金作物栽培と放牧地の囲い込みによって、「現在、土地所有や使用の形態は、急速に変化しつつある」と述べている⁽¹⁾。

このような土地所有や土地利用の変化は、伝統的な色彩の強い上田氏の調査地よりも、マチャコス県ならびにキトウイ県中部において早くから現われ始めている。ここでは、主としてランバート (H.E. Lambert) の1940年代末の論文とペンウィル (D.J. Penwill) の1950年代初頭の著作⁽²⁾によりながら、カンバ社会の「伝統的」土地保有制度を概観してみる。

カンバ人は狩猟を生業の一つとしており、良好な農耕地を望んでいる人物（男性）はその狩猟旅行中に、いかなる個人や家族にも帰属しない非占有地

ウェウ (Weu) に肥沃な灌木地を見つけ、機会が到来すれば (おそらく雨季の開始)、そこに境界のある農耕地ングンドゥ (Ng'undu) を設ける⁽³⁾。農耕地は、灌木を伐採し小枝を切って、サイザル麻等で境界を明示し、整地し一年生食糧作物を植え付けることで、当該人物の排他的な農耕地の用益権が認められた。農耕地内に家屋 (ムシ <Musyi>) を建造することは用益権承認の必須条件ではなかった。このような境界のある地片は個々に保持されたが、牧畜民に対する防衛のために固まっていた。このような新定住地の諸個人は、必ずしもそして通常は同一クランに属していなかった。これが、ウトウイ居住形態の発生である。すなわち、血縁ではなく、領域的近接性 (Propinquity) に基づいた居住形態である⁽⁴⁾。

各個の農耕地ングンドゥ (第1図) の中には、実際に農耕に用いられている地片ムウンダ (Muunda, 複Miunda) があり、そのなかでも水持ちがよく土壌も肥沃でサトウキビやバナナの常畑可能な地片はキアンダ (Kianda, 複Sianda)、水利の便が良く灌漑可能な地片はウヤウ (Uyau, 複Miyau) と称された。これらの地片以外に、耕作後に休閒に付された地片イエイ (Iyei, 複Maei) と、非耕作地としてとっておかれている地片ウテー (Utee, 複Ndee) がある。そして、当該ングンドゥの保持者である男性の各妻は、それぞれの地片に自らの持ち分ムベエ (Mbee) を持っている。

さて、ウェウから排他的占有権を認められる地片として、農耕地ングンドゥのほかには放牧用地キセセ (Kisese, 複Isese) がある (ングンドゥとキセセは併せて占有地キゼカ <Kitheka, 複Itheke> と見なされる。キゼカは、非占有地ウェウの対概念である)。

放牧用地キセセは曖昧な概念であるとしながらも、ランバートはその歴史的な形成過程を以下のように推定している。もともと農耕地ングンドゥは農耕の必要より大きく、その一部が放牧用に利用された。すなわち、キセセは、もともとングンドゥの境界内に形成されていた。そして、家畜が農耕地にはいるのを防ぐために、キセセ自身も囲われていた可能性もある。ただし、キセセは家畜囲い (cattle-pan) 以上のものではなく、あくまでもングンドゥ

第1図 ングドゥとキセセの概念図 (2妻がいる場合を想定)

ングドゥ内の地片

第1妻用のムベー(Mbee) ←

→ 第2妻用のムベー=耕区

| | | | |
|----------------------------|--------------------------|----------------------|------------------------|
| ウテ (Utee, 複 Ndee) | ムウンダ(Muunda, 複Miunda) | ムウンダ=耕作地 | ウテ =非耕 作の灌 木林 |
| | キアンダ(Kianda,複 Sianda) | キアンダ=常畑可能 な肥沃な耕作地 | |
| | ウヤウ(Uyau, 複 Mayau) | ウヤウ=灌溉可能な 耕作地 | |
| | イエイ (Iyei, 複 Maei) | イエイ=休耕地 | |

キセセ内の地片

| | | |
|------------------------------|---|--|
| イヤンゾ (Iyanzo, 複Maanzo) | ムシ(Musyi)= 屋敷地あるいは キエンゴ (Kiengo, 複 Siengo)=放 牧管理小屋 | イヤンゾ=屋敷 地・放牧管理小 屋の跡地を利用 した耕作地 第2妻用 |
| 第1妻用 | ウィユ(Wiyu,複Mbiyu)= 子牛や病気・怪我の牛の ための家畜囲い | |

放牧地 (狭義のキセセ)

(注) キアンダ, ウヤウはいずれもムウンダの一部であり, その中の特定地に対する名称である。
(出所) Lambert, H.E., "Land Tenure among the Akamba," *African Studies* (Johannesburg), Vol. 6, No. 4 (Dec. 1947), pp. 158-159の記述
に基づいて, 筆者作成。

は農耕用地であった。家族の家畜数が増えると、ングンドゥの非耕作部分での放牧が困難となり、ウェウで放牧していた⁽⁶⁾。ウェウは厳格な意味で共有地 (commonage) ではない。なぜなら、土地利用の圧力が強まった場合、共有地であれば利用者間の統一意識が強まるが、ウェウの利用については利用者間の競争が激烈化し、それ故、非占有地 (no-man's-land) と見なすのが妥当であると、ランバートは指摘する⁽⁶⁾。さらに家畜数が増えると、放牧に利用されているウェウがングンドゥから距離があるため、毎夕家畜を連れ戻すことは困難になり、また当該家族や隣人の分散して存在する良好な農耕地に損害が出る恐れがあることから、ウェウの中に放牧管理小屋 (cattle post, Kiengo, 複 Siengo) を設けて本人、息子、他の親族あるいは友人が住み込むようになった。そしてこの放牧小屋のまわりのかんりの土地を囲い込んだ。これが排他的放牧用地キセセとなった⁽⁷⁾。キセセの要件は、放牧管理小屋を作り、そこに管理者が住み込んでいることであり、囲い込む土地は現在の必要に見合った面積であり、後に次第に家畜数が増大すれば、土地に余裕のある限り、キセセを拡大することが認められた。将来の家畜数増大を見越して、事前に大きな土地を囲い込むことは認められず、もしその家族が必要以上に土地を囲い込んでいると、そのあたりのウェウを利用しているウトウイ (複数のムトイの場合もある) の長老たちが判断した場合には、囲いを除去させ、認めうる土地を当該人物に指し示す。また、ウェウにイセセが過密になるとイセセの囲いを縮小することが要請された。カンバ経済で牛がより重要になるにつれ、家長はイセセに屋敷ムシを設営し、女性が毎日そこからングンドゥに農作業に出かけ、家事と睡眠のためにそこに帰ってくるようになった⁽⁸⁾。ムシの内部あるいは周辺には子牛や疾病・怪我の牛を入れておくウィユ (Wiyu, 複 Mbiyu) があつた。ムシあるいはキエングはキセセ内でたびたび建て替えられ、その跡地イヤンゾ (Iyanzo, 複 Maanzo) は肥沃な農耕地となり、ングンドゥの場合と同様に各妻がそれぞれ持ち分を有していた。キセセ内の実際の放牧地 (つまりは狭義のキセセ) は各妻に分割されず、利用された。

ランバートの調査当時には、農耕用地ングンドゥと放牧用地キセセがカン

バ人世帯の経営に必要な地片であり、屋敷地ムシはキセセ内に設営されることが多かった。

上記の2種類の占有地のうち、農耕用地ングンドゥは永続的な占有権が認められており、長期にわたって不在にしても権利を喪失しないが、放牧地キセセは実際に利用していることが保有の要件であり、放棄されるとウェウに再び編入される⁽⁹⁾。キセセを離れるがいずれ戻ってきて再び利用する意思のある人物は、離れようとするキセセに代理人を置くか、あるいはしばしば訪問して近隣のイセセの占有者に彼の帰ってくる意思を覚えてもらうことによって、その権利を主張しえた⁽¹⁰⁾。

次に、ウェウより土地を取得した人物から土地がどのように継承されていくのか。土地が全般的に豊富であった時期には、ウトゥイ内で土地圧力が増すにつれ、分封してウェウに新たなングンドゥとイセセが作られていった。この場合には、長男 (Ikithathi) が新たな土地を見つけにまず最初に出かけ、その後そこに弟たちも加わることがあった。そして、すべての妻の末男 (Ilumaita) は、母親とともに残り、その面倒をみるのが義務であった。ある妻の他の息子が土地を見つけに不在になれば、末男が家族の土地における母親の地位の後見人となった。そして、兄たちが順に立ち去った後、末男は彼らの持ち分あるいは潜在的な持ち分を自らの持ち分に加えて、結局はすべての土地を相続した。すなわち、もし父親が1人の妻しか持たなかったなら、その父親のあとには末男1人しか残っていないことを意味する。これによって、土地の過度の分散が防がれていた。しかしながら、土地の単独相続は、土地が豊富な状態においてのみ可能であり、法というよりはむしろ慣行にすぎなかった。たとえば、兄弟が他所に恒久的に居住している場合でも、末男は彼らの許可なく土地を譲渡しえなかった。さらに、土地の一部、サトウキビや穀物生産に適した旧庭畑地 (Kianda, 複Sianda) や灌漑しやすい畑地 (Uyau, 複Mayau) は兄弟間で分割したようである。他方、上記の末子相続 (Ultimogeniture) に対して、カンバ社会には長子相続 (Primogeniture) の萌芽があるとランバートは指摘する。なぜなら、父親の死亡時に第1妻の長男

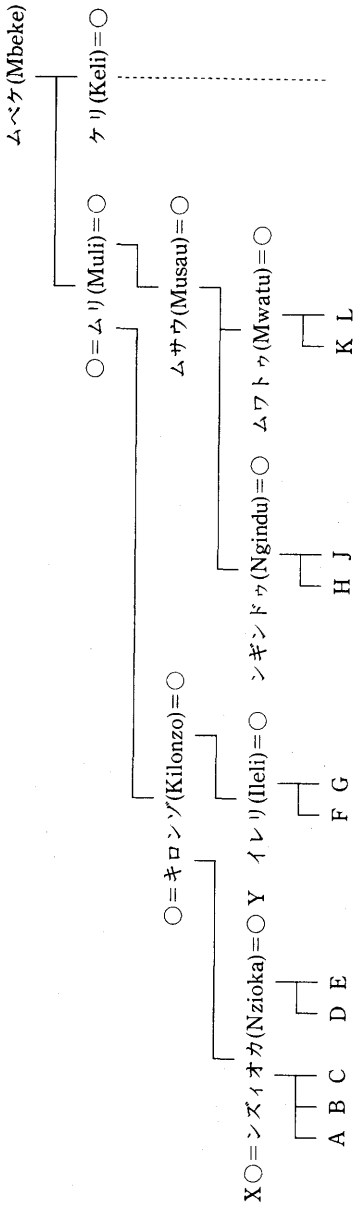
が大きければ、彼が父親の機能を引き継いで家長と見なされたためである。財産の相続も理論的には息子間の均分相続であるが、実際には長男がやや大きい持ち分を獲得したという⁽¹¹⁾。

男子均分相続について、ランバートの概念図をやや修正して説明する。第2図には、ウェウより土地を得たムベケ以下5代の家系図を示してある。

ウェウから土地を割り当てられた当代の保有者は、当該地を自由に処分——放棄、相続、売却——しうる。土地を購入した者は、ウェウから割り当てられた者と同様の処分権を有する。ムベケから4代までは土地が豊富で実際には土地売買が発生しなかったと仮定する。ムベケの土地については、長男のムリが他に自らの農耕地・放牧用地をウェウから取得して、末男(Ilumaita) (図では2人であるから次男であるが)のケリがムベケの土地に留まるという末子相続が慣行であった。同様に、ムリの土地にはムサウ(図では第2妻の長男であるムサウが第1妻の長男であるキロンゾより年少であり、やや変則的であるが末子相続である)が留まり、さらにムワトゥが相続する。キロンゾがウェウから取得した土地には末男のイレリが留まる。ンズィオカ、ンギンドゥはウェウから土地を取得する。このように、この家族はムベケから4代目までにムベケ、ムリ、キロンゾ、ンズィオカ、ンギンドゥの土地へと拡散したのである(ケリの子孫の土地については省略)。これらの土地は近接している場合もあるし、近接していなくとも同一ウトゥイ内に存在していることもあったが、広域に分散していることも少なくなかった。すなわち、土地が豊富であった時期の土地相続は末子相続であり、年長の息子は他に土地を求めて移出していった。

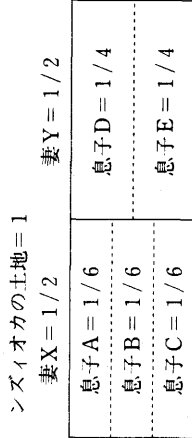
さて、ンズィオカ等の子供の世代になって、土地不足が一挙に顕在化し、ウェウに新たな土地を求めることが困難になったとする。実際には一挙に土地不足が発生することはなく徐々に進行するのであるが、ランバートが調査した時期には、すでにマチャコス県の農業適地では土地不足が深刻となっていた。たとえば、ンズィオカの5子A～Eはンズィオカの土地に留まらざるをえないのである。この場合、ンズィオカの第1妻Xと第2妻Yそれぞれが、

第2図 土地相続の系譜



(出所) 第1図のLambert論文, p. 163に基づいて, 筆者作成。

第3図 ンズィオカからの相続地の分配図



(出所) 筆者作成。

ングンドゥとイヤンゾに有していた持ち分ムベエがそれぞれの息子たちの間で均分に相続されることになる。XとYは同程度の規模の土地を持ち分として持っていることが多いので、もしンズィオカの土地面積（放牧地を除く）を1とすれば、彼女たちはそれぞれ2分の1を持ち分とする。そして、Xの息子たちA～CはXの持ち分を3等分して、それぞれンズィオカの土地の6分の1ずつを相続することになる。一方、Yの息子たちD、EはYの持ち分を2等分して、それぞれンズィオカの土地の4分の1ずつを相続することになる（第3図）。すなわち、ンズィオカの息子といっても、母親が違い、同母兄弟の人数が異なれば、相続する面積は相違するのである。放牧用地（狭義のキセセ）はA～Eで共同で利用することが多いが、農耕地と同様の原則で分割されることも少なくない。ランバートは、土地が豊富にあった時期においても、新たな土地を見つけられなかったり侵略を受けたりして帰省した兄を末男は除外できず、兄は土地の持ち分を実現でき、かつ同族の年長者としてふるまえたのであり、それが発現することが少なかったにすぎないとしている。いずれにしろ、土地余剰時の末子相続から、土地不足時の変則的な均分相続へと慣行が変化しているのである。

もし、男系の子孫がなく死亡すればどうなるのか。その土地をウェウから取得した人物の直系の子孫に相続権があり、年長性（seniority）の原則が適用されるといふ。たとえば、ムベケの土地を利用していたケリの家系が絶えれば、A～Lまでが相続権を有し、ムベケの長男ムリの長男キロンゾの長男ンズィオカの長男Aが最優先の相続権を持ち、ついでB→D→F→H→Kの順に相続しうる。もしAがムベケの土地を相続すれば、Xの持ち分はBとCで2等分されることになり、またAとBがムベケの土地を2等分して相続すれば、CのみがXの土地を相続することになる。また、もしXの息子がAのみでB、Cがいなければ、AではなくDがムベケの土地を相続することになろう。直系の子孫に相続権があるということであるから、もしキロンゾの土地を利用しているFとGが息子を残さずに死亡すれば、キロンゾの直系子孫であるA～Eには相続権があるが、その傍系子孫であるH～Lにはすぐには相

続権が発生しない(A～Eすべてに息子がなかった場合にのみ相続しうる)。ただし、III【略】で触れたごとく、カンバ社会には女性婚の慣行があり、生物学上の息子と同様に社会的に認知された息子もまったく同様に相続しうる。

さて、土地処分のもう1種類の有力な手段は、売却である。売却には、買戻し権付きの売却 (redeemable sale) と完全な売却 (outright sale) が区分されている。買戻し権付きの売買は、かつては一般的な慣行であった。一つのムベーに対して、手斧、山羊、地酒等の提供によって行なった。買戻し権付きの売却は、売却であるのか土地貸借であるのかが不鮮明である。実際に、買戻し権付きの土地売却によって多くの土地紛争が発生したため、1937年にマチャコス県では県長官と長老たちは、土地が他者の利用に移り、移転に伴い一定の価額が手渡されたと推定される場合には、それを完全な売却と見なすと宣言した⁽¹²⁾。以下で言及する売却とは、この完全な売却である。土地が豊富で、貨幣経済の浸透が少ない時期には、経済財として土地売却は発生しない。土地売却が発生するのは、課税やそれに伴う出稼ぎによる貨幣経済の浸透と、人口増を主因とする土地不足の発生以降のことである。

保有地をウェウの開墾あるいは購入によって入手した人物は、土地を(完全な売却も含めて)自由に処分しえたが、いったん相続されるや処分規制が課せられる。すなわち、土地売却に際しては、親族の同意を必要とする。土地売却に異議を唱えうる最小単位は、同一のムベーから土地を相続した親族(すなわち、同母兄弟)であり、最大の単位は画定しがたく、遠縁の長老も異議を唱ええたとし、売却希望者の姻族(妻の父親、兄弟等)も介入しえた⁽¹³⁾。ランバートの調査時には、土地売却希望者は、同一キセセに居住する親族あるいは元のングドゥを占有する親族への売却を、第三者に売却するより安い価格でまず申し出なければならなかった(親族の先買権)。その後初めて、非親族への売却が認められた。完全な売却を阻害する第2の規制は、ウトゥイの長老がウトゥイ居住の許認可権を持っていることであり、もし土地購入者に居住を認めなければ、購入者は投機のために土地を購入したのでなければ、購入によって利するところはなかった⁽¹⁴⁾。このような規制にもかかわらず、マ

チャコス県の農業適地については、「伝統的な土地はサブ・クランによって共有されていたが、完全な売却が1920年代後半から一般的となり、これによって最も利益を得た者は犁所有者であった」といわれる⁽¹⁵⁾。

土地売却が成立した場合には、多くの証人(とくに、売り手の地元の親族の長老と、ウトウイの長老)が招待され、山羊あるいは羊の肉と地酒を含む食事が彼らに提供された。放牧用地の売却も、農耕地の売却に準ずるようになった。保有や持ち分の源のいかんにかかわらず、ランバートが論文を執筆した1940年代後半には、完全な売却が個人の権利として認められつつあった。ただし、当時まだ多くのカンバ人は心情的には上記の二つの規制条件にこの権利の行使を制約されていたという⁽¹⁶⁾。

これ以外に、土地処分として、(1)土地を担保とした借金、(2)土地貸与、が考えられる。土地を担保とした借入れの場合、債務者が土地利用を続け、負債の返済に失敗した場合には、まず債務者の親族に負債の肩代わりの機会が与えられ、それが満たされなかった時に初めて、土地は債権者の手に渡った(公的な信用制度が利用できるためか、調査地では調査時期に実践されていないようであった)。また、土地貸与について、「農耕地の定期的な地代支払いはカンバ社会で慣習となっていた」との指摘もある⁽¹⁷⁾。

ランバートも、マチャコス・カンバの土地保有制度は当時流動的であり、一般的にという記述は困難であるとしている⁽¹⁸⁾。伝統制度の拘束から逃れ、土地処分に対する完全な個人の権利を主張する青年たちを中心とした近代派と、近代的思考を危険なものと感じ古い原則を残そうとする老人や女性を中心とする伝統派と、両者の接点を求めようとする開明的な長老や穏健な青年層からなる中間派の3種類の思考があったという。そして、土地紛争を取り扱う原住民裁判所の構成員の多くは中間派に属していたという。しかし中間派はまとまった見解を持っていたわけではなく、多様性を包含していた⁽¹⁹⁾。

このようなカンバ人の土地慣行とその変容は、マチャコス県の農業適地の基準として記述されたものであり、マチャコス県でも農業限界地域あるいはキトウイ県では変容過程がはるかに遅れていると考えられる。

しかし、一時代前に農業適地で展開された土地所有の私的モメントの拡大は、独立以降に半乾燥地にまで拡大してきたように思われる。その原因の一つは、農業適地からの移入民が農業適地で展開されつつあった土地所有概念を持ち込んだこと、もう一つは、半乾燥地でも土地不足が顕在化してきたことである。

次節では、調査地における土地登記事業と土地所有の状況を紹介するが、本節で述べてきたかなり私的な土地所有関係が土地登記事業以前から展開していたことを念頭において読み進めていただきたい。

2. 土地登記事業

ケニアにおける土地登記事業は、アフリカ人農業振興の前提となる制度であるとの認識に基づいて、植民地期末期の1950年代半に着手された。保有地の分散化 (fragmentation) と最低経済規模以下への細分化 (subdivision) を防止すること、農業への長期資本投下と制度的農業信用供与に適合的な環境を整備すること、また土地所有権移転を容易とすることが、アフリカ人居留区における土地の有効利用と農業生産向上に不可欠であると考えられていたのである。そして、これらの条件を満たすためには、各世帯の保有地を1カ所に統合することと、権利の重層化したいわゆる「共同体」的土地保有を私的土地所有に転換して個人に土地所有権を一元化する必要があるという発想が、植民地農政官の主流を占め、それを体現しうる制度として土地登記事業が実施された。事業はまず、土地不足問題が深刻で、かつ反植民地運動が盛り上がりつつあった中部ケニアのアフリカ人居留区から始められた。

1963年の独立以降も、農業発展に有効であるという判断のもとに土地登記事業は継承され、60年代には主として農業適地の登記が推進された。保有地を1カ所に統合するために行なわれてきた土地の交換分合を、登記過程から省略するよう1968年に法が改正され、保有地の分散の少ない半乾燥地へと登記事業が拡大され進行中である。さらに、牧畜主体の乾燥地に対する最適な

登記方法が検討されつつある。

1968年以降の登記方法では、まず土地境界の確定、地積の測量と所有者の認定を行ない(裁決<Adjudication>)、異議申立てを受け付ける公示期間を設けた後に、登記(Registration)に移される。各県の県庁所在地にある土地登記官事務所(Land Registrar's Office)には、郷ごとの土地台帳が保管され、すでに記したように土地台帳には登記地一筆一筆に対応する地籍票が地番順に整理されている。地籍票の記載事項は、地番(Parcel Number)、地積、当該地が示されている地籍図(Land Adjudication Map)番号、名義人(すなわち、土地所有権<Title Deed>の保持者)名、地券証書(Land Certificate)発給の有無と発給年月日、名義変更の有無と変更理由・変更年月日および新名義人名、抵当権の設定の有無と設定期間および債権機関名、借入れ金額などなどである。

1986年12月31日時点で、ケニア全体の登記可能地のうち17.2%に当たる685万2800haがすでに登記を終えられていた。マチャコス県では1965年度、キトゥイ県では73年度に登記が開始された。1986年末時点でそれぞれ登記可能地74万2600ha中18万400ha(24.3%)と、同150万4100ha中6万9000ha(4.6%)とが登記済みであった⁽²⁰⁾。調査実施時点で、カクミニ村を除く5調査地ですでに土地登記が終了していた。以下、本節では、これら5郷についてのみ検討する。

5郷の土地登記状況は、第1表のごとくである。調査時点では、登記後最も経過期間の長いムバーニ郷でも11年、最も短いムトンガ郷では4年しか経ていなかった。登記実施時に郷内の土地は道路、河川などを除いて余すところなく登記され、無主地は残存しない。各調査地での土地登記の実施時期と、筆者が登記官事務所です土地台帳記載事項を転写した時期がいずれも異なるので、合計値はあまり意味を持たないが、5郷の登記時点の総筆数3009筆、土地台帳転写時点の総筆数3157筆であった。3157筆のうち、地籍票の所在が不明で台帳に見あたらない登記地(第1表の「地籍票不明」)119筆、土地分割により分割地それぞれが新しい地番を得て、地番のみを残して抹消された

第1表 調査地における土地登記実施状況

| | 土地登記実施当初 | | 土地台帳閲覧時点の土地登記状況 | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|-------|-----------------|-------|------------|-----------|----------|---------------|-----|--------|-------|-----------|
| | 実施年月日 | 総筆数 | 閲覧年月日 | A.総筆数 | B.地籍票不明(筆) | C.登記抹消(筆) | D.その他(筆) | 計(A-B-C-D)(筆) | 公有地 | | 私有地 | |
| | | | | | | | | | 筆数 | 面積(ha) | 筆数 | 面積(ha) |
| トゥングトウ郷 | 1977.5.5 | 1,225 | 1983.11.4 | 1,327 | 15 | 35 | 18 | 1,259 | 29 | 73.43 | 1,230 | 1,909.703 |
| チャワング郷 | 1973.7.24 | 378 | 1982.10.22 | 386 | 10 | 3 | 2 | 371 | 22 | 35.32 | 349 | 1,574.216 |
| ムバニ郷 | 1971.3.22 | 270 | 1982.10.22 | 286 | 5 | 5 | 4 | 272 | 20 | 41.58 | 252 | 1,417.39 |
| キレンブワ郷 | 1973.7.25 | 348 | 1983.3.30 | 360 | 61 | 4 | 2 | 293 | 22 | 38.37 | 271 | 1,961.08 |
| ムトング郷 (カリンディロ) | 1979.9.19 | 788 | 1983.11.3 | 798 | 28 | 5 | — | 765 | 12 | 21.12 | 753 | 9,631.14 |

(注) 土地登記実施時点には、ムトング郷はカリンディロ郷の一部であったため、現ムトング郷と現カリンディロ郷の登記地はすべて旧カリンディロ郷の土地台帳に収録されており、両郷の登記地を分離するのは困難であるため、この表には旧カリンディロ郷の登記地全体を示した。
(出所) マチャコス、キトウイ両県土地登記官事務所の各郷土地台帳に基づいて、筆者作成。

(closed) 元の登記地 (同「登記抹消」) 52筆, 土地分割のために新しい地番を割り振られたにもかかわらず分割がいまだ実施されておらず実態のない新登記地 (同「その他」) 26筆分, これらすべてを合わせた197筆を除いて, 2960筆の面積・名義などが判明している。2960筆の内訳は, 行政官事務所・教会・学校・診療所などの公有地105筆209.82ha, 個人名義の私有地2855筆1万6493.529ha (1筆当たり5.78ha) である。

これら2855筆の私有地の存在は, 2855世帯が居住して各々1筆ずつを所有することを意味しない。調査世帯の抽出方法を説明した折りにすでに触れたごとく, 第1に複数の登記地が同一名義で登記されているためである (すなわち, 所有地の分散)。この場合には, 土地台帳の名義人すべてをリスト・アップして, その名義人リストに登記地を対応させればかなりチェックできるが, 同一人物であるのに複数の通称を名義に使っていたり, 台帳記入時の誤記によって同一人物と同定困難な事例もあり, 完全には把握できない。ちなみに, カンバ人の命名法では, Musyoki(wa)Kiokoという人物の息子はMumo(wa)Musyokiであり, その息子はMutiso(wa)Mumoというように, 父親の名が息子の姓となる。このような命名法を知らなければ, 土地台帳の名義から父親と息子の同定もできない。

私有地総数と世帯数が一致しない第2の理由は, 1世帯内に複数の名義人が居住していることがあるためであり, 逆に第3の理由は1筆の共同名義人が別個の世帯に属していることがあるためである。いずれの場合も, 地番何番の登記地は誰の名義であるかという土地を主体とした整理のなされている土地台帳からは窺い知れない。

もし土地台帳に記された公式記録が実態と乖離していないと想定しても, 土地台帳から得られる情報にはこのような限界がある。農村社会および農家経営の理解をめざす調査にとって重要なのは, 実際の土地所有者であり, それにもまして世帯, 世帯全体の所有地そして経営に関する情報である。これらの情報収集は, 現地での各世帯に対する聞き取り調査に依らざるをえない。

各郷から50筆ずつ抽出した登記地を経営している調査世帯に対する聞き取り

調査では、当該地をいかなる権限で用益しているのかを質した。その回答の中には、兄名義で登記してあるが実際には兄弟間で分割し、経営地は調査世帯の世帯主の父親からの相続地である事例とか、名義人である夫が死亡し寡婦が未婚の息子たちと土地を利用している事例とかが少なからず存在した。彼らは、登記事業の意図からすれば名義人と見なされて然るべき人物である。本書【原著を指す】では、土地登記台帳に記された名義人ではなく、土地利用を正当に主張しうる上記のような人物を土地の「所有者」と考えたい。事例は多様であり一義的には定義しにくく、個々の事例に即して実際の「所有者」とその所有地を確認していった。調査地のような農耕が牧畜よりも重視されているようなカンパ人社会では、少なくとも植民地期より個別世帯による土地経営が一般化しており、また土地処分についても、登記以前から売買が行なわれていたことは、以下の叙述で明らかにしていくところである。ともあれ、本書【原著を指す】で所有者と（所有者の）世帯という場合、このような過程を経て確認された事実上の所有者とその人物が属している世帯とを意味していることを、再度述べておきたい。

さて、以下では調査世帯250世帯（カクミニ村の25世帯は除く）が居住する各郷内に所有する土地に限って、分析を行ないたい。郷外の所有地の過半についても面積が判明しているマチャコス県3郷の調査世帯では、郷外所有面積が全所有面積の7～13%に達するが、キトゥイ県2郷の場合には郷外所有地が未登記などの理由によって大半の面積が不明であるため、本節ではひとまず郷外所有地を考察の対象から除外したい。郷外所有地を所有する世帯は上層に多く、とくに階層間での土地をめぐる格差を考える本節では、郷外所有地を除外しても大きな支障はないと考える。

調査対象抽出に利用した登記地のほかに、登記台帳の公式記録上あるいは実際に郷内に所有する土地をも含めて、調査世帯の土地所有状況についてみたのが、第2表である。まず、公式記録上の変化を追うと、登記当初の401筆2692.51haがトゥングトゥ郷を除いて面積が増加して合計422筆2774.13haとなっている。次に、土地台帳の転写時点と聞き取り調査の実施とは時間的なず

第2表 調査世帯の土地所有——公式記録と実態の乖離——

| | 調査世帯数 (世帯) | 土地登記実施当初の登記記録 | | A.土地台帳閲覧時点の登記記録 | | B.調査時点の実態 | | 公式記録と実態の乖離 | | | | | |
|---------|---------------|---------------|-----|-----------------|-----|-----------|-----|------------|--------|------------|---------|----------|--------|
| | | 世帯 | | 世帯 | | 世帯 | | 実態>記録(B>A) | | 実態<記録(B<A) | | 合計(絶対値計) | |
| | | 面積(ha) | 世帯 | 面積(ha) | 世帯 | 面積(ha) | 世帯 | 面積(ha) | 世帯 | 面積(ha) | 世帯 | 面積(ha) | |
| トウングトウ郷 | 50 | 209.59 | 113 | 207.42 | 115 | 197.52 | 112 | 2 | 1.57 | 7 | -11.47 | 9 | 13.04 |
| チャワンゴ郷 | 50 | 290.61 | 73 | 294.15 | 75 | 310.25 | 78 | 10 | 35.50 | 5 | -19.40 | 15 | 54.90 |
| ムバニー郷 | 50 | 380.51 | 68 | 394.13 | 75 | 434.93 | 95 | 15 | 69.70 | 7 | -28.90 | 22 | 98.60 |
| キレンブワ郷 | 50 | 473.40 | 64 | 528.49 | 74 | 493.50 | 83 | 8 | 22.45 | 10 | -57.44 | 18 | 79.89 |
| ムトング郷 | 50 | 1,338.40 | 83 | 1,350.65 | 83 | 1,256.49 | 99 | 9 | 190.00 | 9 | -284.16 | 18 | 474.16 |
| 上層 | 50 | 1,018.97 | 111 | 1,100.36 | 129 | 1,216.55 | 137 | 9 | 151.99 | 6 | -35.80 | 15 | 187.79 |
| 中層 | 100 | 886.94 | 156 | 903.05 | 155 | 1,008.56 | 173 | 21 | 133.96 | 9 | -28.45 | 30 | 162.41 |
| 下層 | 100 | 786.60 | 134 | 771.43 | 138 | 467.58 | 157 | 14 | 33.27 | 23 | -337.12 | 37 | 370.39 |
| 全体平均 | 250 | 2,692.51 | 401 | 2,774.84 | 422 | 2,692.69 | 467 | 44 | 319.22 | 38 | -401.37 | 82 | 720.59 |

(注) たとえば、登記地1筆を共有する2世帯が別個に土地を利用している場合、本表では各々の世帯に筆数は1筆ずつ、面積は2分の1ずつを計上した。それゆえ、表の筆数は土地台帳の筆数とは異なる。

(出所) マチャコス、キトゥイ両県土地登記官事務所の各郷土地台帳ならびに筆者の聞き取り調査による。

れがあるが、その間に土地権の移転が発生していないと想定すれば、転写した土地台帳の公式記録のほうが聞き取り調査で得た実際の所有地よりも筆数が少なく面積は大きい。実態のほうが公式記録より面積の大きい世帯は44世帯、相違面積は319.22haであり、実態のほうが公式記録より面積の小さい世帯は38世帯、同401.37haである。全体で実態と公式記録が一致しない世帯は、調査世帯250世帯のうち82世帯、面積にしても総所有面積(実態)2692.69haの4分の1強にあたる720.89haにも達している。

なぜ、実態と公式記録が乖離するのか。その原因は二つ考えられる。第1は、主として土地登記時点に発生する不明瞭な所有者認定であり、第2は登記以降に発生する所有権移転の未届けである。

まず、登記時点の所有者認定の不明瞭さについては、調査5郷のほぼ全世界帯が属するカンバ人の土地相続制度について再度触れておきたい。例として、2人の妻(AとB)と4人の息子(C～F)を持つ男性が開墾した耕地について考えてみよう。この男性が死亡した場合、保有地はA、B間で2分される。他所に開墾しうる未耕地が存在する場合にはC、Dは移出してAとBの持ち分はEとFにそれぞれ相続されることとなる。しかし、とくにマチャコス県においては1930年代に農業適地を中心に土地不足がすでに顕在化しており、それ以降一般的となった相続方式は、Aの持ち分を3人の息子C～Eで3分し、Bの持ち分を一人息子のFが相続するという変則的な均分相続である。C～Fは各々の相続地に対して用益権を有し、土地処分のうち売却に関しては兄弟間の同意が必要であった。この相続方法はあらゆる土地に適用されるのではなく、相続対象地の土地利用区分(耕地、放牧地)、家屋の有無、亡夫の土地入手元(親族、非親族)と取得手段(相続、贈与、購入、開墾)などに応じて、適用される相続法(相続可能か否かも含めて)もその後の保有条件も微妙に異なっていた。

土地登記事業はこのような土地分類を度外視して、画一的に私的所有権を適用しようとしている。すなわち、郷内のすべての土地には土地台帳の名義人である所有者が存在し、彼らは自由な土地処分を保証されるわけである。

当然のこととして、土地権概念のこの種の変革は、土地紛争多発の原因となる。よしんば住民が土地権の概念転換を受け入れるとしても、誰を土地所有者と見なすかは大きな問題点として残る。土地登記事業の意図をよく体现するためには、前述の事例に即して言えば、AとBの名義で登記するか、相続権を持つC～Fを所有者と認定して、それぞれの相続分に分割して4筆として登記するか、あるいはC～Fの共同名義（C～Eの持ち分は各々6分の1、Fの持ち分は2分の1）で1筆として登記するのが妥当であろう。しかしながら、往々にしてCとFあるいはCのみの名義で亡父の全保有地が登記されてしまった。D～Fが若年のために便宜的にそのような措置をとった場合もあろうが、彼らがすでに世帯を構えている場合においても上記のような登記が見られる。

登記後の土地問題は、土地権概念の変革に伴う慣習的土地制度と近代的土地法の衝突に原因を求められているが、それ以外に、土地登記において、その事業の意図からすれば所有者と認められるべき用益権者が名義人となっていないという事実も等閑視できない。皮肉にも、土地登記の実状は、親族の年長者を名義人に認定したことから、近代的な土地所有権のもとで慣習的な土地保有を温存する一面を含んでいる。個々人が名義人となって私的所有権に基づく権利——主として処分権——を行使することを、名義人を年長者に一括することによって制限しうるのである。

本節では、前記のC～Fが年少の場合にはAとBを土地所有者と見なし、またC～Fがすでに一家を構え別個に土地を利用している場合にはC～Fを所有者と見なして、登記実施時点の土地台帳の公式記録と当時の土地所有の実態との相違を調べた。その結果は、事実上の所有者であるにもかかわらず、他の親族の名義で登記され調査世帯の所有地が過小評価されている事例が23件233.71ha、逆に親族間で分割されているにもかかわらず調査世帯の所有地が過大に登記されている事例が23件387.06haにも及んだ。極端な事例では、235.5haという広大な所有地が調査世帯の世帯主の名義で登記されていたが、実際には同母兄弟と異母兄弟間で分割されており、世帯主本人の所有地は

第3表 土地取得・処分手段別、申告・未申告別にみた土地所有権移転の分布

| | | 世帯間移転 | | | | 世帯内移転 | |
|-----|-----|-------|--------|----|---------|-------|--------|
| | | 取得 | | 処分 | | | |
| | | 件数 | 面積(ha) | 件数 | 面積(ha) | 件数 | 面積(ha) |
| 相続 | 申告済 | 1 | 1.10 | — | — | 1 | 1.68 |
| | 未申告 | 16 | 65.15 | 3 | -4.30 | 25 | 85.38 |
| | 小計 | 17 | 66.25 | 3 | -4.30 | 26 | 87.06 |
| 贈与 | 申告済 | 4 | 39.59 | 3 | -13.89 | 1 | 4.80 |
| | 未申告 | 7 | 27.70 | 5 | -14.10 | 4 | 32.75 |
| | 小計 | 11 | 67.29 | 8 | -27.99 | 5 | 37.55 |
| 売買 | 申告済 | 26 | 88.92 | 12 | -33.18 | — | — |
| | 未申告 | 18 | 41.37 | 18 | -37.62 | — | — |
| | 小計 | 44 | 130.29 | 30 | -70.80 | — | — |
| その他 | 申告済 | — | — | — | — | — | — |
| | 未申告 | — | — | 2 | -7.00 | — | — |
| | 小計 | — | — | 2 | -7.00 | — | — |
| 合計 | 申告済 | 31 | 129.61 | 15 | -47.07 | 2 | 6.48 |
| | 未申告 | 41 | 134.22 | 28 | -63.02 | 29 | 118.13 |
| | 小計 | 72 | 263.83 | 43 | -110.09 | 31 | 124.61 |

(注) (1) トゥングトゥ郷、チャワンゴ郷、ムバーニ郷、キレンプワ郷、ムトンガ郷の調査世帯250世帯の郷内の所有地に限る。

(2) 土地登記実施後に取得し、筆者の調査以前に処分した土地も含む。

(出所) 筆者作成。

18.69haにすぎなかった(もっとも、この面積でも相当に広い)。

さて次に、公式記録と実態が乖離するもう一つの原因である所有権移転の未届けについて見てみよう。第3表は、登記後の所有権移転を土地取得および処分別に分け、さらにそれぞれを土地登記官事務所へ申告済みと未申告に2分した表である。まず、世帯外からの土地取得と世帯外への土地処分という世帯間の土地所有権移転(第3表の「土地取得」欄と「土地処分」欄)について、相続は取得、処分あわせて20件のうち1件しか申告されていない。贈与の場合も、19件中12件が未申告であり申告済みの件数を上回っている。また、売買については件数、面積では申告済みが勝っているが、未申告が36件

78.99haと、土地取得、処分手段別にみれば件数、面積ともに最大量が申告なしに移転されている。全体として、登記後の所有権移転は、件数でみても面積でみても、また土地取得についても土地処分についても、過半数が未申告で行なわれているという結果を得た。

世帯間での土地所有権移転のほかに、世帯内部での土地権移転も存在する。土地登記の名義人であった夫が死亡して寡婦がその土地を利用している（夫から妻への相続と見なす）場合とか、本来の土地所有者である夫が他の妻と他所で居住し調査世帯の妻のもとには長期にわたって帰ってこず送金もしていない（夫から妻への贈与と見なす）場合などである。世帯間の移転と違って、世帯内での土地権移転においては、当該世帯の所有面積には変化を生じない。しかしながら、これらの世帯内移転は第3表に示したように、ほとんどが未申告でなされ、全体で31件124.61haという無視しえない移転量に達している。

世帯間移転にしろ世帯内移転にしろ、所有権移転が未申告でなされる理由は、登記事業に対する認識の低さもさることながら、認識を持っている場合でも交通運賃と時には宿泊費まで負担してわざわざ県庁所在地の土地登記官事務所へ出向き、不慣れな書類に記入させられ手数料をとられるのでは、農民にとってまったく間尺に合わない話だからである。彼らにとって土地所有権移転の申告は、それなしでも日常的な生活になんら支障を来さない不要な作業にすぎないのである⁽²¹⁾。ケニアが、土地に対して課税していないことも所有権意識とそれに伴う申告手続きを農民になおざりにさせている一因であろう。

このように、主として登記実施時点の所有者認定の不明瞭さから620.77haもの面積が実態と公式記録で相違し、また登記後の土地所有権移転はその過半の197.24ha（世帯内移転を含めれば315.37ha）が未申告で行なわれている。土地登記事業の継続を前提とするならば、少なくとも土地所有権の移転を的確にかつ迅速に記録しうるよう、機構と手続きに手直しを加える必要がある。また、農村部に関するもう一つの有力な資料である『総合農村調査』と整合性をもたせるためには、世帯単位での全所有地および経営地に配慮した資料

整備も必要ではなからうか。

トゥングトゥ郷の場合、45世帯が所有地面積8ha以下であり、最大の世帯でも12haを超えない。それに対して、ムトンガ郷では、最小の世帯でも2ha以上の所有地を持ち、45世帯の所有地が8haを超えており、最大は96.1haであった。マチャコス県3郷における所有地規模の分布は、この中間に位置する。全体では、4ha台を中心に分布し、所有面積8ha未満は世帯数で5分の3、所有面積で5分の1にすぎない。『総合農村調査』は全国レベルの小農経営を知るうえで唯一とも言える貴重な資料であり、回を追うごとに調査方法の改善とサンプル抽出数の補充がなされつつあるが、8ha未満の世帯を対象としていることに問題がある。8haという上限を設けるかぎり、半乾燥地の多くの世帯が対象から除外され、またそこにおける土地利用の過半が無視されることは、本調査結果より明らかであろう。この欠陥に気付いた中央統計局は、1978年度より8ha以上の経営地を持つ世帯を対象として「中農調査(Intermediate Farms Survey)」を実施しているが、それが提供するいわゆる「中農」に関する情報はいまだ非常に限られている。

そもそも土地登記事業は農業生産向上に役立つのか、登記はどのような社会的緊張、経済的対立を発生させるのか、またそのような弊害を差し引いても事業を評価しうるのかなどの議論は、いまだ一致した結論をみていない。本節で扱った課題は、土地登記事業の効用あるいは弊害をめぐる論争から一步距離を置いて、土地登記事業自体が円滑に機能し土地所有の実態を十分に把握できているのかという点であった。

本文で明らかかなように、登記実施時点で、登記事業の意図からすれば当然所有者と見なされてしかるべき多くの土地用益権保有者が、登記地の名義人になっていない。そして、登記以降の土地所有権移転は、世帯間の移転の過半と世帯内の移転の大半が登記官事務所への申告なしに行なわれている。その結果は、総世帯数の3分の1、実際の総所有面積の4分の1にも及ぶ、土地台帳の公式記録と土地所有の実態との相違である。これはおそらく、一方で登記事業の求める私的所有権に対する意識の低さと従来の土地保有慣行の

残存とを意味し、他方で半乾燥地における土地の資産価値がまだ低いことの反映であろう。

3. 土地所有の実態——土地取得・処分を中心に——

本節では、カクミニ村の調査世帯と、前節で扱った5郷の調査世帯の面積が判明している郷外所有地をも含めて、土地所有の実態を、それが最も顕在的に示される取得、処分について検討していきたい。本調査の他の調査項目の場合と同様に、所有規模ではなく経営規模を基準として、各郷の調査世帯50世帯を上層10世帯、中層20世帯、下層20世帯(カクミニ村については、それぞれ5, 10, 10世帯)に区分してある。後述するごとく、所有規模と経営規模の乖離は少ないが、経営規模別の区分であることを再度明記しておきたい。

まず、地域別、階層別の所有地の概要は、第4表のとおりである。郷内所有地と面積の判明している郷外所有地を合わせて1世帯当たりでみれば、トゥングトゥ郷がかなり小さく(1世帯当たり4.00ha、ただし面積不明の郷外所有地が多い)、チャワング郷(6.78ha)、カクミニ村(7.18ha)、ムバーニ郷(9.29ha)、キレンブワ郷(11.24ha)がそれに次ぎ、ムトンガ郷が圧倒的に大きい(25.27ha)。開拓の古さ、気候条件、地方都市への近接性も、ほぼこれに準ずる。階層別には、上層が圧倒的に大きく(25.89ha)、中層(9.84ha)の2.6倍、下層(4.56ha)の5.7倍の土地を所有している。所有地の所有者は、ほぼ世帯主であるといえる。調査地間で階層別の所有地の構成比が若干ばらついているが、階層別に所有地全体をみれば、全世帯の20%にあたる上層が全所有地の47.3%を占め、中層は世帯比率40%とほぼ同率の36.0%を所有するのに対し、下層世帯40%の所有面積は16.7%にすぎない。

さて、各調査地、各層の現在所有する土地を土地取得手段別に分類した後、取得時期で登記前と後に二分した(第5表)。地域別に差がみられ、カクミニ村とキレンブワ郷では所有地に占める購入地の比率が高く、ムトンガ郷では開墾地が広大である。

第4表 調査世帯の土地所有の概要

| | 調査世帯数 (世帯) | | A. 郷内 | | 郷外 | | | 合計 (A+B) 面積(ha) | | 所有者別構成比% | | 階層別構成比% | | |
|---------|---------------|------------|----------|--------|-----------------|-------|-------------------|-----------------------|------|----------|----|---------|------|--|
| | 筆数 | 面積 (ha) | B. 面積判明分 | | 面積 不明 (筆) | 世帯主 | その他 の世帯 構成員 | 上層 | 中層 | 下層 | 上層 | 中層 | 下層 | |
| | | | 筆数 | 面積(ha) | | | | | | | | | | |
| カクミニ村 | 25 | 147.20 | 14 | 32.20 | 3 | 100.0 | — | 63.4 | 25.9 | 10.7 | | | | |
| トゥングトゥ郷 | 50 | 197.52 | 5 | 2.33 | 14 | 97.5 | 2.5 | 42.8 | 39.5 | 17.7 | | | | |
| チャワロンゴ郷 | 50 | 310.25 | 9 | 28.80 | 2 | 96.3 | 3.7 | 51.5 | 34.4 | 14.1 | | | | |
| ムバニー郷 | 50 | 434.93 | 14 | 29.63 | 2 | 93.5 | 6.5 | 46.2 | 37.7 | 16.1 | | | | |
| キレンアワ郷 | 50 | 493.50 | 12 | 68.34 | 2 | 92.1 | 7.9 | 56.3 | 31.3 | 12.4 | | | | |
| ムトングガ郷 | 50 | 1,256.49 | 3 | 7.15 | 5 | 99.9 | 0.1 | 41.1 | 38.8 | 20.1 | | | | |
| 上層 | 55 | 1,302.95 | 26 | 121.20 | 6 | 99.6 | 0.4 | 47.3 | | | | | | |
| 中層 | 110 | 1,050.16 | 20 | 32.58 | 15 | 94.4 | 5.6 | | 36.0 | | | | | |
| 下層 | 110 | 486.78 | 11 | 14.67 | 7 | 94.6 | 5.4 | | | | | | 16.7 | |
| 合計 | 275 | 2,839.89 | 57 | 168.45 | 28 | 96.9 | 3.1 | 47.3 | 36.0 | 16.7 | | | | |

(出所) 筆者作成。

第5表 土地取得手段別にみた1世帯当たりの所有地

| | 調査世帯数 (世帯) | 相 続 | | 贈 与 | | 開墾・その他 | | 購 入 | | 合 計 | |
|---------|---------------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | | 総面積 (登記後) | (n.a.) | 総面積 (登記後) | (n.a.) | 総面積 (登記後) | (n.a.) | 総面積 (登記後) | (n.a.) | 総面積 (登記後) | (n.a.) |
| カクミニニ村 | 25 | 1.09 | (n.a.) | — | (n.a.) | 1.71 | (n.a.) | 4.38 | (n.a.) | 7.18 | (n.a.) |
| トゥングトウ郷 | 50 | 2.29 | (0.31) | 0.16 | (—) | 0.91 | (—) | 0.64 | (0.04) | 4.00 | (0.35) |
| チャワソゴ郷 | 50 | 3.18 | (0.74) | 1.42 | (0.78) | 0.01 | (—) | 2.17 | (0.39) | 6.78 | (1.90) |
| ムバニ郷 | 50 | 5.14 | (1.02) | 0.22 | (0.22) | 0.12 | (—) | 3.82 | (1.04) | 9.29 | (2.28) |
| キレンブワ郷 | 50 | 5.10 | (0.70) | 1.09 | (1.09) | 0.17 | (0.15) | 4.87 | (0.50) | 11.24 | (2.45) |
| ムトレンガ郷 | 50 | 11.32 | (0.37) | 1.19 | (—) | 12.25 | (—) | 0.51 | (0.51) | 25.27 | (0.88) |
| 上 層 | 55 | 9.03 | (1.14) | 1.13 | (0.99) | 6.70 | (0.13) | 9.03 | (1.42) | 25.89 | (3.68) |
| 中 層 | 110 | 5.39 | (0.66) | 0.59 | (0.36) | 2.45 | (—) | 1.41 | (0.31) | 9.84 | (1.33) |
| 下 層 | 110 | 2.63 | (0.20) | 0.70 | (0.10) | 0.70 | (—) | 0.53 | (0.11) | 4.56 | (0.40) |
| 全体 平均 | 275 | 5.01 | (0.57) | 0.74 | (0.38) | 2.60 | (0.03) | 2.58 | (0.45) | 10.94 | (1.43) |

(注) カクミニニ村では土地登記が実施されていないので、土地登記後に取得した土地は存在しない。ただし、階層別の登記後に取得した土地面積の計算にはカクミニニ村25世帯も含まれている。

(出所) 筆者作成。

(単位: ha)

階層別には、まず土地取得手段別の構成を比較すると、大半が親族からの土地権移転と見なせる相続地と贈与地の比率が登記前と登記後を合わせて、下層（この層の全所有地の72.9%）、中層（同60.8%）、上層（同39.2%）と次第に減少し、反対に購入と開墾その他による取得地が比率を高めていく。誤解を招きやすいので注釈しておけば、上層は相続・贈与地についても1世帯当たりで中層の1.7倍弱、下層の3.3倍強の面積を取得しているのである。にもかかわらず、上層の相続・贈与地の比率がこの層の全所有地の半分にも満たないのは、その購入、開墾の活発さを物語っている。

ここで注目しておきたいことは、登記以前にすでに相当量の土地売買が存在していたことである⁽²²⁾。このような売買が、完全な売買であったのか、あるいは買戻し権付きの売買であったのか、また親族間の売買であったのか非親族間の売買であったのかについては、詳細は不明である。前述のごとく、1937年にマチャコス県長官と長老たちが、買戻し権付きの土地売買を否定し、その宣言が一朝一夕で浸透しなかったとしても、少なくとも現地での要請として土地の完全な売買が求められつつあったことは事実であり、おそらく調査地の売買の多くも完全な売買と見なしてさしつかえあるまい。登記前と登記後の取得地に占める購入地の割合を比べれば、それぞれ22.4%と26.6%となり、登記後の期間が短いにしても、土地登記によって土地市場を通じた所有権の移転が促進されたとは言い難いように思われる。ただし、登記前に購入を上回る土地取得手段であった開墾（登記前取得地の27.1%）は、登記後には道を閉ざされ、土地購入の比率が今後高まっていくと予想される。

次に登記前と後の区分については、登記前の取得地の3階層間の構成比はカクミニ村を含めて、上層46.7%（1221.85ha）、中層35.8%（936.28ha）、下層17.5%（457.12ha）となり、また登記後の取得地については上層51.5%（202.30ha）、中層37.3%（146.46ha）、下層10.6%（44.33ha）となる。すなわち上層と中層は登記後に登記前をわずかに上回る比率の土地を取得し、そのぶん下層の取得地の比率が低落した。果たしてこれが土地登記の効果と云うるかどうかは甚だ疑問であるが、階層間の所有面積は、構成比という相対的

第6表 階層別にみた土地登記後の所有権の移転

| | 相 続 | | 贈 与 | | 売 買 | | そ の 他 | | 合 計 | |
|-------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-------|-------------|-----|-------------|
| | 世帯 | 面 積 (ha) | 世帯 | 面 積 (ha) | 世帯 | 面 積 (ha) | 世帯 | 面 積 (ha) | 世帯 | 面 積 (ha) |
| 上層 取得 | 4 | 24.55 | 2 | 21.60 | 8 | 90.05 | — | — | 11 | 136.20 |
| 処分 | — | — | 3 | -15.80 | 4 | -13.15 | — | — | 6 | -28.95 |
| 計 | 4 | 24.55 | 3 | 5.80 | 11 | 76.90 | — | — | 14 | 107.25 |
| 中層 取得 | 7 | 27.80 | 5 | 39.60 | 11 | 29.20 | — | — | 21 | 96.60 |
| 処分 | — | — | 3 | -8.09 | 9 | -22.55 | — | — | 12 | -30.64 |
| 計 | 7 | 27.80 | 6 | 31.51 | 19 | 6.65 | — | — | 28 | 65.96 |
| 下層 取得 | 5 | 13.90 | 2 | 6.09 | 8 | 11.04 | — | — | 14 | 31.03 |
| 処分 | 1 | -4.30 | 1 | -4.10 | 11 | -35.10 | 2 | -7.00 | 14 | -50.50 |
| 計 | 6 | 9.60 | 3 | 1.99 | 18 | -24.06 | 2 | -7.00 | 25 | -19.47 |
| 合計 取得 | 16 | 66.25 | 9 | 67.29 | 27 | 130.29 | — | — | 46 | 263.83 |
| 処分 | 1 | -4.30 | 7 | -27.99 | 24 | -70.80 | 2 | -7.00 | 32 | -110.09 |
| 計 | 17 | 61.95 | 12 | 39.30 | 48 | 59.49 | 2 | -7.00 | 67 | 153.74 |

(注) (1) カクミニ村を除く。郷内所有地に限る。また、登記後に取得し、調査以前に処分した土地も含む。

(2) 階層の計および合計の世帯数は延べ世帯数ではなく、関与する世帯数である。たとえば、同一世帯が取得と処分の双方に関与していれば、計および合計では2世帯ではなく1世帯とする。

(出所) 筆者作成。

な格差においてはわずかであるものの、所有面積という絶対的な格差において、登記後に格差が確実に拡大しつつあるといえよう。

ところで、土地所有権の移転に関しては当然、すでに処分された土地についても考察を必要とする。しかし、登記以前の処分地については、面積、時期、購入者などの確認が困難であるため、ここでは前節で扱った5郷の郷内所有地に限って、調査世帯の登記後の土地権移転を取得と処分の双方から捉えてみたい。すでに第3表で申告・未申告別にみた世帯間の土地権移転を階層別に見直すと、第6表のようになる。上層は主として土地購入を通じて多量の土地を集積し、登記前と比べ107.25haの所有地を増大している。中層は相続、贈与での取得地が多く、土地売買では面積の増減が拮抗している状態で

あり、下層は売却によって新たに取得した面積を上回る土地を喪失している。

【中略】

本調査からは、上層による土地集積の進行が推定される。ただし、現世帯の土地所有状況の一断面にすぎない本調査結果からただちに農民層分解を論じるのは早計であろう。なぜなら、上層の集積した土地は、次世代には前述の変則的な均分相続によって分割されるからである。上層が相続地以上の面積を購入・開墾によって取得し盛んに所有地拡大を図っているのは、次世代での細分に備える事前対策と考えられる。中・下層についても、土地相続に伴う細分化の問題が発生する。とくに下層においては、細分化によって1世帯を維持するに足る所有地そして経営地を確保することが困難となろう。それを回避する方策として、農村間の移住がある。独立後に旧アフリカ人居留区外への移住が可能となり、すでにIII【略】でマチャコス県とキトゥイ県全体での農村間移動を紹介したように、通例では現居住地より乾燥した劣悪地へと農村間移住が進展しつつある。その好事例がムトンガ郷である。調査世帯の多くは、「やや湿潤な半乾燥地」に属するマチャコス県ムワラ郡から、「より乾燥した半乾燥地」であるムトンガ郷に移住してきている。彼らは移住に際して、ムワラ郡の相続権を有する土地を親族に贈与するか、あるいは売却して、移入してきている。

第6表で明らかなように、調査世帯の贈与、売買による取得地合計197.58haは同手段による処分地合計98.79haをはるかに上回っている。これは、下層から上層への土地の流れと並行して、挙家離村世帯の処分地が調査世帯の贈与地、購入地の源泉となっているためであろう。より多くの土地を集積している上層の次世代ほど現居住地に残存する可能性が高く、劣悪地への農村間移住を企てるのは中・下層の出自であろうと推定しうる。いずれにしろ、農村間移住という安全弁がまだ確保されているために、調査地域にはまったくの土地無し世帯が農業労働者世帯あるいは小作世帯として滞留している事例は極端に少ない。本調査で観察された土地無し世帯3事例のうち、1事例は土地訴訟で敗訴して土地を喪失し親族の土地を現在無償で利用しており、他

の2事例は相続前の若い世帯で別世帯に属する親の土地を利用していた。

以上みてきたように、市場経済への編入のされ方が農業適地より少ないと思われる半乾燥地農村においても、土地所有面積に世帯間のかなりの格差が認められる。そして、現有の所有地に関して登記前と登記後の取得状況を比較すると、取得地に占める購入地の割合、また階層間の取得面積比にあまり差異がなく、土地権移転に登記事業が及ぼした影響は大きくないといえよう。さらに、登記後のみに限って土地取得、処分双方を検討すれば、上層は購入によって土地集積を図っているのに対し、下層は取得する以上に土地を売却し土地喪失の状態にある。おそらくは、中・下層の一部が挙家離村するという構図が描けるであろう。

登記事業の影響が小さいとはいっても、そこでみられるのは静態的な平等社会ではとうていない。登記以前から、上層は中・下層をはるかに上回る相続・贈与地を得、さらにそれ以上の規模で購入、開墾による土地集積を図っていた。それに対して、下層は少なくとも登記後には土地喪失の状況に追い込まれている。そして、現世代に関する限り、階層間の所有面積の格差は拡大する傾向にある。にもかかわらず、土地無し世帯が極端に少ないのは、より劣悪地への農村間移住によるところが大きいであろう⁽²³⁾。

この半乾燥地農村にみられる階層間格差は、次世代以降に農民層分解として拡大再生産されていくのか、あるいは不断に余剰人口を排出しながらも地域内においては世帯構成員の通時的な増減を通じて平準化されていくのか。後者の可能性はすでに少ないと述べたが、前者の中で、両極分解であるのかあるいは中農平準化であるのかは、V以降【略】でも念頭においた検討課題である。

4. 経営地と土地貸借【略】

V 農耕【略】

VI 牧畜【略】

VII 不在就業——労働移動と教育——【略】

VIII 在村就業——非農業就業と農牧業——【略】

IX 結び——早魃対策と階層分化【略】

〔注〕

- (1) 上田将『新潟大学放送公開講座：文化を考える——ケニアのカンバ族の生活を中心に——』1984年、41～42ページ。なお、1960年代末から70年にかけて、アフリカ農業社会の精力的な分析をされた故赤羽裕氏の、土地占取主体、土地経営主体両面からの「共同体」残存の主張は興味深い（赤羽裕『低開発経済分析序説』岩波書店、1971年、とくに第2部「ブラック・アフリカ農業社会の基本構造」）。ただし、種々の変容過程が「共同体」解体に結実しないという結論には、完全には同意しえない。【後略】
- (2) Lambert, H.E., "Land Tenure among the Akamba," *African Studies* (Johannesburg), Vol. 6, No. 3 (Sept. 1947), pp. 131-147 (以下, Lambert, 1947aとする) ; Vol. 6, No. 4 (Dec. 1947), pp. 157-175 (以下, Lambert, 1947bとする) / Penwill, D.J., *Kamba Customary Law: Notes taken in the Machakos District of Kenya Colony*, Nairobi, Kenya Literature Bureau, 1951, rep. 1979.
- (3) Lambert, 1947a, p. 133.
- (4) 同上論文, p. 142.
- (5) 同上論文, p. 142.
- (6) 同上論文, p. 138.
- (7) 同上論文, p. 143.
- (8) 同上論文, p. 143.
- (9) Penwill, 前掲書, p. 33.
- (10) Lambert, 1947a, p. 143.
- (11) 同上論文, p. 146.
- (12) Penwill, 前掲書, p. 49.
- (13) Lambert, 1947a, p. 145.
- (14) 同上論文, p. 145.

- (15) Newman, J.R., *The Ukamba Members Association*, Nairobi, Transafrica Publishers, 1974, p. 15. ホブレーは20世紀初頭にすでに「必要とする土地を十分に持たず、また非占取地を開墾することも不可能な場合、当該人物は隣人から土地を購入」したと、記している (Hobley, C.W., *Ethnology of A-Kamba and Other East African Tribes*, London, Frank Cass, 1910, new imp. 1971, p. 82)。
- (16) Lambert, 1947b, pp. 157-158.
- (17) Penwill, 前掲書, p. 48.
- (18) Lambert, 1947b, p. 157.
- (19) 同上論文, pp. 157-158.
- (20) Kenya, Central Bureau of Statistics, *Statistical Abstract*, 1987年版, Table 4, 5.
- (21) コールダムも、土地登記事業全般について同様の指摘をしている。「住民の多くは、……土地登記の意義を理解しておらず、……理解した場合でも、必ずしも協力的であるとは限らない。実際、煩雑な手続き、費用、トラブルを考えれば、彼らが協力する気にならないのも当然であろう」(Coldham, Simon F.R., "Land-Tenure Reform in Kenya: the Limits of Law," *The Journal of Modern African Studies*, Vol. 17, No. 4 (1979), p. 620)。
- (22) 1962～63年にマシイ郡を調査したヘイヤー (Judith U. Heyer) は「低地マチャコスでは土地売買はまれであり、土地貸借もあまり行なわれてはいない」と分析している (Heyer, Judith U., *Alternative Development Strategies for Lowland Machakos Farms*, mimeo, paper presented to Universities of East Africa Social Science Conference, Dec. 1966, p. 6)。しかし、ヘイヤーの調査が独立前であることを考慮しても、すでにかかなりの土地売買が存在していたのではないかと推定される。
- (23) 1980年前半に行なわれた北部キトゥイ419世帯の聞き取り調査の結果は示唆的である。同地域ではほとんど土地登記がなされていないが、将来の旱魃にいかに対応するかという質問に対して、「土地購入」と回答した世帯が83.8%、「家畜数増大」1.2%、「商店開業」0.2%、「方策なし」11.7%、無回答3.1%であった (Ng'ethe, Njuguna & Fred Chege eds., *Arid and Semi Arid Lands Pre-investment Study: Kitui, Embu and Meru, Vol. III Statistical Appendix*, IDS <Consultancy Report No. 8>, 1982, p. 61)。

(池野旬／執筆時：アジア経済研究所地域研究部，現：在タンザニア海外調査員)